

秋季全国火災予防運動

急ぐ日も

足止め火を止め

準備よし



11月9日⑩▼15日①

問い合わせ 消防本部・署 ☎540119

2025年度全国統一防火標語『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』を掲げ、全国で火災予防運動を展開します。期間中は次のような行事を行う予定です。

住宅用火災警報器等を 松ヶ原自治会へ贈呈

問い合わせ 消防本部 ☎531048



贈られた住宅用消火器と住宅用火災警報器を手に中本春一自治会長(右)と平野早百合副会長。

9月8日に松ヶ原自治会へ住宅用火災警報器等の贈呈を行いました。この事業は、一般社団法人全国消防機器協会が「住警器等配付モデル事業」として、住民の住宅防火に対する意識の高揚と住宅用火災警報器等の普及促進を行うことを目的に実施するものです。全国20地区の1つとして松ヶ原自治会が選ばれ、住宅用火災警報器100個、住宅用消火器25本、防災毛布25枚が無償で贈られました。

立ち入り検査

消防本部・署は、人の出入りの多い建物や各事業所などを中心に立ち入り検査を行います。

秋季出動訓練

とき 11月9日(日)

消防団による市内全域出動訓練を行います。7時にサイレンを鳴らします。火災ではありません。

住警器の設置・維持状況の調査にご協力を

住宅用火災警報器(住警器)はご存じですか。火災発生時に煙を感じし、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。全ての住宅に設置が義務化され10年以上が経過しました。住警器の使用推奨期間は10年といわれており、これを過ぎると、部品や電池の劣化などにより、火災を感じしなくなることがあり危険です。設置後10年を目安に交換しましょう。

11月8日(土)に「第29回コイ・こいフェスティバル・イン・おおたけ」と同時開催の消防フェアで、住警器の普及促進を目的として設置・維持の状況についてアンケートを行う予定です。来場者の方は、ご協力をお願いします。

補助対象者

- 大竹市に住民票がある方
- 大竹市に住宅があり、自ら居住している方
- 市税の滞納がない方 など

申請に必要な書類

- 申請書(押印が必要)
- 申請書は、市役所、各支所(大竹、玖波、栗谷)に備え付けるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- カタログや仕様書などの写し(録画機能や防犯機能が確認できるもの)
- 設置後の写真2枚程度(設置状況が確認できる、遠景写真と近景写真)
- レシートや領収書の写し
- (購入日、購入価格、工事費用などが確認できるもの)
- 申請者名義の通帳などの写し(金融機関、支店名、口座名義、口座番号が確認できるもの)

申請受け付け

- 受付窓口 市民課(②番窓口)に持参
- ※支所での受け付けはしていません。
- 受付期間 11月10日(月)～令和8年2月27日(金)

家庭用防犯カメラ・インターホンの 購入費を補助

—補助額 最大1万円—

問い合わせ 市民課 ☎59-2142



市民の防犯意識の向上と、安全で安心なまちづくりを推進するため、家庭用の防犯カメラ・インターホンの購入費等を補助します。

補助対象機器

令和7年11月10日(月)から令和8年2月27日(金)までに購入した新品が対象(インターネットでの購入も可)

【防犯カメラ】

屋外用、録画機能付きのもの
※防犯カメラの撮影範囲は住宅の敷地内とし、やむを得ず近隣住宅などが含まれる場合は、近隣住人などの承諾を得てください。

【インターホン】

録画機能付きのもの

補助金額等

- 購入経費の2分の1の金額(100円未満切り捨て、購入経費は、消費税・工事費含む) 上限1万円
- ポイントやクーポン券などを使用した場合は、値引き後の金額が購入経費となります。
- 1つの住宅につき1回限り
- 防犯カメラとインターホンの両方を申請する場合、1枚の申請書にまとめてください。別々での申請はできません。



市ホームページはこちら



リレマラ2025
12月21日⑩スタート
晴海臨海公園

問い合わせ

実行委員会事務局(生涯学習課内)
☎536677

1次エントリーは11月末まで

出場エントリーは11月30日(日)まで受け付けています。家族と！友達と！同僚と！チームを組んで「LIFE RUNTIME!!」

※12月1日(月)から14日(日)まで2次エントリーに応募できますが、参加賞はありません。

走る、見る、食べる、体験する、挑戦する！最高の1日をここで過ごそう！

とき 12月21日(日)

ところ 晴海臨海公園



出場エントリーや盛り上げ企画の詳細は特設ホームページから。

来年度の課税のため 固定資産税の 現況調査にご協力を

問い合わせ 税務課 ☎59-2129

固定資産税は毎年1月1日を賦課期日として、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて評価し、課税します。

実施時期

11月中旬～12月

調査目的

現況調査は、市街化区域を中心に、市内の土地と建物が現在どのように利用されているか現地で確認し、適正に課税するために毎年行うものです。

課税の見直し

前年と比べて利用状況に変化があれば、課税を見直します。

見直し例

- 家を取り壊したり、畑を駐車場にした場合など
- 土地の面積や形状を変更(法務局に登記など)した場合

こいこいバス 11月の土・日曜日、祝日限定「バスエコファミリーキャンペーン」に参加しよう

—大人と同伴の小学生は無料—

問い合わせ 市民課 ☎59-2142

平日に比べて利用者が少ない休日の利用を促進するとともに、(※)モビリティ・マネジメントの一環として、バスに乗るきっかけづくりを目的としています。ぜひ家族で利用してください。

※モビリティ・マネジメントとは、過度にマイカーに頼る生活から、自転車や公共交通などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換することを促す取り組みです。

対象は大人同伴の「小学生」

大人(有料)が同伴する場合に限り、小学生の運賃が無料になります。※小学生のみで利用する場合は、有料(100円)です。

「同伴する大人」とは?

お父さん、お母さんはもちろん、おじいちゃん、おばあちゃん、近所の方など、どんなでも構いません。中学生以上は全て大人とみなしますので、お兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒に参加できます。

※大人は有料(200円)です。

利用のルール

小学生は、バスを降りるとき、元気よく「エコファミリーです」と言ってください。

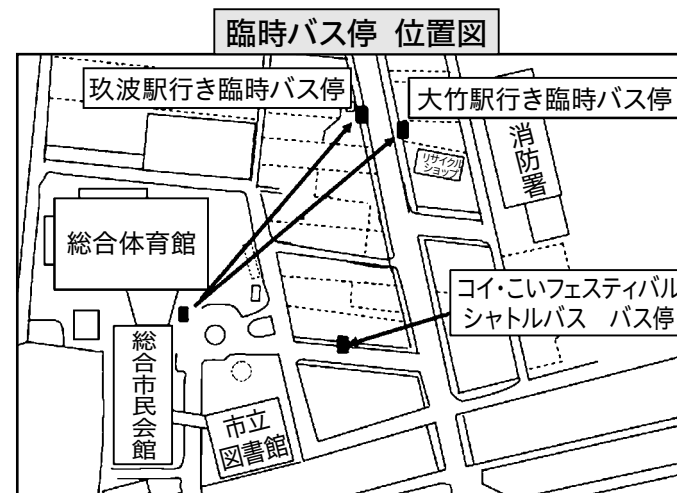
こいこいバス臨時バス停を設置

コイ・こいフェスティバル開催に伴い、「総合市民会館」バス停が使えなくなるため、臨時バス停を設置します。

とき 11月6日(木)～10日(月)

シャトルバスのバス停

コイ・こいフェスティバル当日は、会場と駐車場(大竹中学校)を結ぶシャトルバスのバス停を会場付近に設置します。



バスエコファミリーキャンペーン実施日

11月	
1日(土)	16日(日)
2日(日)	22日(土)
3日(月・祝)	23日(日)
8日(土)	24日(月・祝)
9日(日)	29日(土)
15日(土)	30日(日)

※「コイ・こいフェスティバル」が開催される11月8日(土)も利用できます。

義援金・救援金にご協力ください

問い合わせ

日本赤十字社広島県支部
大竹市地区事務局(地域介護課内)
☎286226

各災害で被災された方を支援するため、日本赤十字社広島県支部大竹市地区では、次のとおり義援金・救援金を受け付けます。皆さんのご協力をお願いします。

ご協力いただいた義援金・救援金は、全額、日本赤十字社を通じて被災者の皆さんに届けます。市民の皆さんの温かいご支援をお願いします。

令和7年台風15号災害静岡県義援金受付期間

静岡県支部への支援

12月8日(月)まで

令和7年台風12号災害義援金

受付期間

鹿児島県支部への支援

12月26日(金)まで

2025年アフガニスタン地震救援金

受付期間

11月28日(金)まで

受付窓口 地域介護課

デフリンピック開催に向けて市長を表敬訪問



11月15日(土)に開幕する東京2025デフリンピックの成功に向けて、8月18日に「東京2025デフリンピック気運醸成」実行委員の広島県ろうあ連盟の方々が、表敬訪問されました。

デフリンピックとは、4年に一度開催される、きこえない・きこえにくいアスリートのための国際スポーツ大会です。日本での開催は初めてで、2025年は100周年の節目の年となります。

意思疎通の大切な手段「手話」手話言語条例を制定

問い合わせ 福祉課 ☎592146

手話は、かつて言語として認められず、ろう教育において口話法(※)が推進されるなど手話を使用することと多くの制約がありました。

また、長年にわたり手話は言語として社会的に認知されてこなかったため、手話が必要とする人々が自由に手話を使える環境が整えられてきませんでした。

このような手話に対する制約の解消や、手話が必要とする人々が自由に手話を使える環境を整えるため、9月30日に「大竹市手話言語条例」を制定・施行しました。

言語としての手話や手話が必要とする人に対する理解の普及を推進します。

手話の理解と普及啓発を行うことで、誰もが安心して暮らすことができ、互いに支え合うことのできる優しいまちづくりによる共生社会の実現を目指していきます。

※口話法

ろう者が相手の口の動きや表情などを読み取り、口の形と発声で表す会話の方法。

2種類の「手話」

使用されている手話は大きく分けると、「日本手話」と「日本語対応手話」の2種類があります。

「日本手話」とは

ろう者のコミュニティから生まれた言語で、日本語とは異なる独自の文法体系を持ち、語順も異なります。

「日本語対応手話」とは

日本語の語順通りの表現となっています。

参加者募集 障がい児・者『みんなのスポーツ体験』

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎52-0167

いろいろなスポーツを体験して「挑戦する心」「あきらめない心」を養おう。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

とき 12月14日(日)13時～16時

ところ アゼリアおおたけ

対象

市内在住の障がい児・者とその家族

内容

ストラックアウト、輪投げ、フライングディスク、グラウンドゴルフ、玉入れ、モルック、ポッチャ

持参品 室内シューズ

申し込み

11月21日(金)までに電話または直接社会福祉協議会へ。

